

-
- 法人名 :
 - 部 署 :
 - 役 職 :
 - 名 前 : 笠原直樹
-

■コメント:

Q1(4)における、「市場価格があってもそれが公正な評価額を示していない場合」の解釈として、市場流動性の枯渇を要因として理論価格から大きく下方乖離して取引されている日本の15年変動国債がそれに該当するか否かを例として明示していただきたいと存じます。

個別商品についての解釈までは盛り込みにくいとは思いますが、変動国債は多くの金融機関が大量に保有しているものであり、例示として必要ではないかと思慮いたします。